

市区町村別集計項目(推進体制等)

石川県	
市区町村数	19

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)					
								有			無	有			無		
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況	
						8	17	19			19						
17	201	金沢市	ダイバーシティ人権政策課	1	2	1	1	金沢市男女共同参画推進条例	2001年12月19日	2002年4月1日		新金沢市男女共同参画推進行動計画改定版	2017年4月 ~ 2023年3月	1	1		
17	202	七尾市	人権・男女共同参画室	1	2	1	1	七尾市男女共同参画推進条例	2004年10月1日	2004年10月1日		第4次七尾市男女共同参画推進プラン	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1		
17	203	小松市	はつらつ協働課	1	2	1	1	小松市男女共同参画基本条例	2000年9月25日	2000年10月1日		「共同参画のまちこまつ」への道しるべ	2016年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1		
17	204	輪島市	生涯学習課	2	2	0	1	輪島市男女共同参画推進条例	2006年12月28日	2006年12月28日		輪島市男女共同参画行動計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1		
17	205	珠洲市	総務課	1	2	0	1	珠洲市男女共同参画推進条例	2010年3月16日	2010年4月1日		第4次すず男女共同参画行動プラン	2017年4月1日 ~ 2022年4月1日	0	1		
17	206	加賀市	行政まちづくり課	1	2	1	1	加賀市男女共同参画推進条例	2005年10月1日	2005年10月1日		加賀市男女共同参画プラン	2014年4月 ~ 2022年3月	1	1		
17	207	羽咋市	生涯学習課	2	2	0	0	羽咋市男女が共に輝く21世紀のまちづくり条例	2001年3月27日	2001年4月1日		羽咋市男女が共に輝くまちづくりプラン	2016年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	0		
17	209	かほく市	生涯学習課	2	2	0	1	かほく市男女共同参画推進条例	2006年12月18日	2007年4月1日		第2次かほく市男女共同参画行動計画	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	0		
17	210	白山市	白山市男女共同参画室	1	1	1	1	白山市男女共同参画推進条例	2008年3月19日	2008年4月1日		第2次白山市男女共同参画行動計画	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1		
17	211	能美市	企画振興部 地域振興課	1	2	0	1	能美市男女共同参画推進条例	2011年3月17日	2011年4月1日		第2次能美市男女共同参画プラン	2020年4月 ~ 2030年3月	1	1		
17	212	野々市市	市民協働課	1	2	1	1	野々市市男女共同参画推進条例	2004年3月22日	2004年4月1日		野々市市第2次男女共同参画プラン改定版(第2次男女共同参画行動計画改定版)	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1		
17	324	川北町	川北町教育委員会 社会教育課	2	2	0	1	川北町男女共同参画推進条例	2010年12月13日	2011年1月1日		川北町男女共同参画推進行動計画	2019年4月 ~ 2024年3月	0	1		
17	361	津幡町	総務部総務課	1	2	0	1	津幡町男女共同参画推進条例	2010年9月13日	2010年9月13日		津幡町男女共同参画推進プラン(第2次)	2013年4月1日 ~ 2023年3月31日	0	1		
17	365	内灘町	男女共同参画室	2	1	1	1	内灘町男女共同参画まちづくり条例	2007年12月26日	2008年4月1日		内灘町男女共同参画推進行動計画改定版	2018年4月 ~ 2028年3月	0	1		
17	384	志賀町	生涯学習課	2	2	0	0	志賀町男女共同参画推進条例	2005年9月1日	2005年9月1日		第2次志賀町男女共同参画行動計画	2013年4月 ~ 2023年3月	0	0		
17	386	宝達志水町	生涯学習課	2	2	0	1	宝達志水町男女共同参画推進条例	2010年11月30日	2010年11月30日		第4次宝達志水町男女共同参画行動計画	2021年4月 ~ 2027年3月	1	1		
17	407	中能登町	企画課	1	1	0	1	中能登町男女共同参画推進条例	2009年3月4日	2009年4月1日		第3期 中能登町男女共同参画行動計画	2021年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1		
17	461	穴水町	教育委員会事務局	2	2	1	1	穴水町男女共同参画推進条例	2009年3月19日	2009年4月1日		穴水町男女共同参画推進計画	2009年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	0		
17	463	能登町	教育委員会事務局	2	2	0	1	能登町男女共同参画推進条例	2011年3月18日	2011年4月1日		第3次能登町男女共同参画行動計画	2021年3月 ~ 2026年3月	1	1		

<選択肢回答>

- 所属**  
 1 首長部局  
 2 教育委員会

- 事務所掌**  
 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課  
 2 1ではない

- 庁内連絡会議**  
 1 有  
 0 無

- 諮問機関**  
 1 有  
 0 無

- 男女共同参画に関する条例  
現在の状況**  
 1 2022年3月末までの制定を目的に検討中  
 2 2021年度以降の制定を目的に検討中  
 3 その他  
 0 検討していない

- 男女共同参画に関する計画  
女性活躍推進法の推進計画との関係**  
 1 一体  
 0 一体でない  
**計画の策定方法**  
 1 単独計画として策定  
 0 総合計画の一部として策定

- 現在の状況**  
 1 策定に向け検討中  
 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			3						1	2	2	0	1	3	0	0	
17	201	金沢市	金沢市女性センター		920-0861	金沢市三社町1番44号	076-223-1265	076-223-6299	<a href="https://www.4.city.kanazawa.lg.jp/22075/jyosei/jyosei.html">https://www.4.city.kanazawa.lg.jp/22075/jyosei/jyosei.html</a>		○			○	○		
17	202	七尾市															
17	203	小松市															
17	204	輪島市	輪島市女性センター		928-0076	輪島市鳳至町石浦町83番地1	0768-22-7620	0768-22-7640		○	○			○			
17	205	珠洲市															
17	206	加賀市															
17	207	羽咋市															
17	209	かほく市															
17	210	白山市															
17	211	能美市															
17	212	野々市市	野々市市女性センター		921-8805	野々市市稲荷四丁目155番地	076-246-0810	076-246-6722	<a href="https://www.city.nonoichi.lg.jp/soshiki/37/2560.html">https://www.city.nonoichi.lg.jp/soshiki/37/2560.html</a>	○		○		○			
17	324	川北町															
17	361	津幡町															
17	365	内灘町															
17	384	志賀町															
17	386	宝達志水町															
17	407	中能登町															
17	461	穴水町															
17	463	能登町															



都道府県	市区町村	市区町村名	男女共同参画に関する宣言				首長、自治会長等の状況													
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			5			11	0	0.0	13	0	0.0	8	0	0.0	6	0	0.0	4,038	119	2.9
17	201	金沢市	2013年12月16日	金沢市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							1345	59	4.4
17	202	七尾市	2005年11月26日	七尾市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							249	1	0.4
17	203	小松市	1998年6月9日	男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							245	1	0.4
17	204	輪島市			1	0	0.0	1	0	0.0								466	32	6.9
17	205	珠洲市			1	0	0.0	1	0	0.0								160	3	1.9
17	206	加賀市	2003年12月15日	加賀市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							282	4	1.4
17	207	羽咋市			1	0	0.0	1	0	0.0								66	0	0.0
17	209	かほく市			1	0	0.0	1	0	0.0								55	0	0.0
17	210	白山市	2012年12月20日	白山市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							388	5	1.3
17	211	能美市			1	0	0.0	1	0	0.0								74	2	2.7
17	212	野々市市			1	0	0.0	1	0	0.0								54	1	1.9
17	324	川北町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
17	361	津幡町										1	0	0.0	1	0	0.0	86	2	2.3
17	365	内灘町										1	0	0.0	0	0		17	0	0.0
17	384	志賀町										1	0	0.0	1	0	0.0	135	2	1.5
17	386	宝達志水町										1	0	0.0	1	0	0.0	52	0	0.0
17	407	中能登町										1	0	0.0	0	0		44	0	0.0
17	461	穴水町										1	0	0.0	1	0	0.0	106	4	3.8
17	463	能登町										1	0	0.0	1	0	0.0	193	3	1.6

<選択肢回答>  
 男女共同参画に関する宣言  
 宣言の形態  
 1 首長声明  
 2 議会の議決  
 3 庁内連絡会議の決定  
 4 その他

調査時点コード	1	2021年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲						地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード				
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他		
	小計			796	672	8,779	2,630	30.0																								
				521	455	6,783	1,856	27.4																								
17	201	金沢市	法令または政令に基づいて設置されているもの40%、左記以外のもの30%	2023年3月	104	94	1,222	328	26.8	法令または政令に基づいて設置されているもの40%、左記以外のもの30%	78	71	1,007	267	26.5	6	3	48	7	14.6	49	4	8.2	50	4	8.0	1		1			
17	202	七尾市	40.0	2030年4月	65	60	873	315	36.1	地方自治法(第202条の3)に基づいて設置されている審議会等、規則・要綱等により設置されている審議会等	30	25	427	129	30.2	6	4	39	5	12.8	44	5	11.4	45	5	11.1	1		1			
17	203	小松市	50.0	2022年3月	65	63	909	377	41.5	法律、条例、規則、要綱により設置されている審議会、協議会等	17	16	267	88	33.0	6	5	31	9	29.0	26	4	15.4	27	4	14.8	1		1			
17	204	輪島市	女性委員不在の審議会をなくす	2022年3月	40	34	403	103	25.6	地方自治法(第202条の3)の範囲	40	34	403	103	25.6	6	3	32	3	9.4	26	0	0.0	27	0	0.0	1		1			
17	205	珠洲市									24	21	329	55	16.7	6	3	25	3	12.0	36	1	2.8	37	1	2.7	1		1			
17	206	加賀市	40.0	2022年3月	37	34	413	117	28.3	地方自治法(第202条の3)に基づき、法律もしくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより設置されている審議会等	37	34	414	117	28.3	6	3	32	6	18.8	20	1	5.0	21	1	4.8	1		1			
17	207	羽咋市	40.0	2021年3月	46	42	652	187	28.7	法律、法令、条例、規則、要綱により設置されている審議会等	15	14	341	81	23.8	5	2	26	4	15.4	20	0	0.0	20	0	0.0	1		1			
17	209	かほく市	30.0	2022年3月	36	26	312	71	22.8	地方自治法(第202条の3)、(第180条の5)に該当する審議会等数	30	22	284	65	22.9	6	4	28	6	21.4	18	0	0.0	19	0	0.0	1		1			
17	210	白山市	40.0	2027年3月	134	114	1,166	344	29.5	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会、規則・要綱等により設置されている	38	35	701	200	28.5	6	5	45	11	24.4	25	1	4.0	26	1	3.8	1		1			
17	211	能美市	50.0	2030年3月	33	28	475	177	37.3	地方自治法第202条の3または地方自治法第180条の5に基づく審議会・委員会等	26	25	421	157	37.3	6	4	31	7	22.6	18	1	5.6	19	1	5.3	1		1			
17	212	野々市市	40.0	2022年3月	34	27	347	110	31.7	法律または政令により設置されている審議会等	28	24	320	106	33.1	6	3	27	4	14.8	20	5	25.0	21	5	23.8	1		1			
17	324	川北町									10	8	94	36	38.3	6	0	32	0	0.0	10	1	10.0	11	1	9.1	1		1			
17	361	津幡町	40.0	2023年3月	28	24	382	85	22.3	法律により設置されている委員会等、法律または政令、条例により設置されている審議会等	22	20	355	79	22.3	6	4	27	6	22.2	20	1	5.0	21	1	4.8	2	2021年7月1日	2	2021年7月1日	2	2021年7月1日
17	365	内灘町	40.0	2025年3月	43	36	422	122	28.9	法律、政令、条例、規則、要綱、規程により設置されている審議会、委員会等	26	22	279	79	28.3	6	5	28	7	25.0	19	1	5.3	20	1	5.0	1		1			
17	384	志賀町	40.0	2023年3月	19	17	230	54	23.5	法律、政令又は条例により設置されている審議会等	19	17	230	54	23.5	5	1	26	2	7.7	20	1	5.0	21	1	4.8	1		1			
17	386	宝達志水町	37.0	2027年3月	25	23	294	79	26.9	条例、規則等により設置されている懇談会、会議等	25	23	294	79	26.9	5	2	25	2	8.0				25	2	8.0	1		1			
17	407	中能登町	40.0	2026年3月	13	12	146	50	34.2	13	12	11	141	49	34.8	5	2	42	3	7.1	0	0		16	3	18.8	1		1			
17	461	穴水町	25.0		48	17	250	40	16.0	①法律等により設置されている審議会及び委員会 ②条例・規則により設置されている審議会及び委員会 ③要綱等により設置されている審議会及び委員会	24	15	210	37	17.6	5	1	25	2	8.0	12	2	16.7	13	2	15.4	1		1			
17	463	能登町	30.0	2021年3月	26	21	283	71	25.1	法律、条例、規則等により設置されている審議会等	19	17	240	60	25.0	6	5	29	7	24.1	12	1	8.3	13	1	7.7	2	2020年4月1日	1		1	









都 市 区	府 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1. を選択した場合「欠席事由」として明記した規定はいつ制定されたか。	問3 問1で、1. を選択した場合「欠席事由」として明記した規定はいつ制定されたか。	問4 問1で、1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1. を選択した場合、休暇期間の短縮について減額の規定はあるか。	問7 問6で1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い							
県 村	町	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
17324	川北町	4	川北町議会	1	2	2	1	川北町議会会議規則 第二条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	2	
17361	津幡町	4	津幡町議会	1	2	2	1	津幡町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむをえない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならぬ。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため、出席できないときは、出産予定日の週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
17365	内灘町	3	内灘町議会	1	2	2	1	内灘町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	4	
17384	志賀町	1	志賀町議会	1	2	2	1	志賀町議会会議規則 第2条第2項 議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	4	
17386	宝達志水町	4	宝達志水町議会	1	1	2	1	宝達志水町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
17407	中能登町	1	中能登町議会	1	2	2	1	中能登町議会会議規則 第2条(略) 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
17461	穴水町	2	穴水町議会	2							2	2	2	2	2	2	
17463	能登町	4	能登町議会	1	2	2	1	能登町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむをえない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならぬ。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		4	4	4	4	4	4	

調査時点 議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

市区町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドライン含む)に、男女共同参画担当局長又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
	問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 1. を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。				問13 問12で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているかどうか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあれば記入ください。		
	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	に1関、定すハ等るラ、規スが定メある倫防規止	を議員ラ向メン相談窓に口開	に3関、すハ等るラ、議員ラ向メン相談窓に口開	を議員ラ向メン相談窓に口開	に3関、すハ等るラ、議員ラ向メン相談窓に口開	4. その他 その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認められている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	問15で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1. を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
	0	1	2	0	0	0	0			2	1		3	
	0	0	3	0	0	0	0			3	3		15	
	0	0	14	0	0	1	0			14	1		1	
	19	18	0	0	0	0	1			0	14			
17 201 金沢市	4	4	3							3	2		1	金沢市地域防災計画 避難所の開設 避難所生活 男女双方の視点の取り入れ、運営に当たっては、男女のニーズの違いに応じた支援を行うよう心掛け、次の事項について配慮する。 ・プライバシーの確保など、男女のニーズの違い、性別に配慮した避難所の設計(男女別の更衣室・トイレ・浴室・授乳室・女性専用の物干し機等の設置) ・女性スタッフの配置 ・女性のためのクリーニング、生活支援相談窓口の設置 ・女性向け物資の備蓄(生活用品、女性用下着の女性による配布) ・その他、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営
17 202 七尾市	4	4	3							3	4			2
17 203 小松市	4	4	3							3	4			2
17 204 輪島市	4	4	2							2	4			3
17 205 珠洲市	4	4	3							3	4			2
17 206 加賀市	4	4	3							3	4			2
17 207 羽咋市	4	4	3							3	4			2
17 208 かほく市	4	4	3							3	4			2
17 210 白山市	4	4	3							1	4			2
17 211 能美市	4	4	3							3	2		1	避難所開設・運営マニュアル 5. 女性視点での避難所運営 阪神淡路大震災、中越地震及び東日本大震災など大規模かつ長期的な災害では、女性の生活環境の確保・復元が重要な課題として指摘された。 日常の着替え、乳幼児の鳴き声、授乳、トイレなど様々な課題がある。 このような課題や改善には女性視点での運営が不可欠である。 議会や管理職内に女性で構成する女性対策チームを設置し、様々な意見の聴取を行うとともに、以下のような対策を実施する。 <専用更衣室の確保> 施設で居室に余裕がある場合は、女性専用の更衣室を確保する。余裕がない場合でも、着替えができる更衣ブースを設ける。 <乳幼児対策> 施設で居室に余裕がある場合は、乳幼児家族のために用意を準備する。 余裕がない場合でも、授乳室(オムツルーム)を設けることを原則とする。 <女性トイレ区画の指定> 施設内では明確に男女が区別されているが、更衣室については、その利用用途が混合する。施設管理職と協力して、女性専用トイレ区画を確保し、男女区別することで利便性の向上を図る。 <女性相談窓口の設置> 女性対策チームによる相談窓口を設置し、女性の生活環境向上対策を実施する。
17 212 野々市市	4	4	3							3	4			2
17 324 川北町	4	4	3							3	4			2
17 361 津幡町	4	4	3							3	4			2
17 365 内灘町	4	4	1				3			3	4			2

